

第7回 防災ボランティア活動検討会

分科会2資料

議事次第

資料1 分科会2 検討項目(案)

資料2 三遠南信ネットワーク交流勉強会(要旨)

資料3 東海地震対策大綱・東海地震応急対策活動要領(関係記述のみ抜粋)

資料4 県地域防災計画(ボランティア記述の抜粋)

資料5 第3回 静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練

回覧

「第2回 静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練」報告書

平成19年8月26日

第7回「防災ボランティア活動検討会」
分科会2「防災ボランティア活動の広域連携」

議 事 次 第

平成19年8月26日(日) 14:00～15:20

1. 第6回検討会以降における部会の活動(検討)成果の報告
(14:00～14:15)

2. 第6回検討会以降における部会の活動(検討)成果を受けての意見交換
(14:15～14:30)

3. 第7回検討会以降の部会の活動(検討)の方向性に関して意見交換
(14:30～14:40)

4. 能登半島地震、新潟県中越沖地震に関連する話題提供、意見交換
(14:40～15:00)

5. 情報・ヒント集の改訂に関する意見交換
(15:00～15:20)

分科会 2 検討項目（案）

静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練

三遠南信ネットワーク交流勉強会

広域ボランティアセンターについて

首都直下地震を想定した図上訓練

情報ボランティアについて

能登半島地震、新潟県中越沖地震災害関係

情報・ヒント集の改訂

防災ボランティアの広域連携や情報支援に関するその他の課題

「三遠南信ネットワーク交流勉強会（要旨）」

防災ボランティア活動検討会 事務局
（株式会社 ダイナックス都市環境研究所）

1. 開催概要

（1）目 的

東海・東南海地震などへの警戒が高まっている。しかし、その対応は行政区により様々で他県と共同して対策を行うことは地域防災計画上も見ることができない。

一方、三河・遠州・南信州の地域は「三遠南信」という独自の共同体を構築している。来るべき巨大地震に対して、この共同体を生かした備えや地震発生時の支え合いを実現するために「顔の見える関係」の構築を通して、「もう一人のいのちを救えないか」という命題に挑む交流勉強会を開催する。

（2）実施日時 平成 19 年 6 月 30 日 土曜日 13：00～17:00

（3）会 場 豊橋市民センター（オレンジプラザ）6F 研修室 愛知県豊橋市松葉町二丁目 63 番地

（4）主 催 震災がつなぐ全国ネットワーク

（5）参加団体

豊橋市防災ボランティアコーディネーターの会、豊川防災ボランティアコーディネーターの会、サイボコはままつ、Q ポラちくおんき、湖西市災害ボランティア、なごや災害ボランティア連絡会、静岡県ボランティア協会、飯田ボランティア協会ほか

（6）参加者数 約 90 人

（7）内 容

1. 挨拶・参加者紹介
震災がつなぐ全国ネットワーク代表 栗田暢之氏
2. 基調講演「東海・東南海地震に備えた地震防災対策」
豊橋科学技術大学准教授 倉本洋氏
3. 基調報告「災害ボラセンには見えない支援活動」
日本財団公益・ボランティア支援グループ長 黒澤司氏
4. シミュレーション「東海・東南海地震を想定した図上訓練」
5. まとめ・意見交換

(8) 図上訓練

設定

- ・ 冬の朝5時。紀伊半島沖合いから駿河湾を震源域とするM8.4の地震
- ・ 東海地震で想定していた予知は失敗
- ・ 神奈川県西部から和歌山県沿岸にかけて各地で最大震度7
- ・ 警戒地域とされていた多くの市町村が震度6弱以上の非常に強い揺れ
- ・ 火災が随所で発生し、また沿岸部は3m以上の津波が襲い、甚大な被害
- ・ ライフラインは被災地全域でほぼ使用不可能、電気は徐々に回復
- ・ 一般電話は輻輳規制で殆ど不通、インターネットは唯一使用可能

* 発災後1日が経過し、被害の実態が徐々にあきらかになりつつある状態を想定

* 各地域と連絡をとる場合は「連絡表」を使用する

図上訓練の課題(4つ)

所属地域の主要幹線道路、鉄道、主要施設等を確認のうえ、予想される被害状況を地図に書き込む。

所属地域(ボランティアグループ)が予定している、ボランティアとしての活動計画(ボランティアセンター設置概要等)を作成し各地域の人に伝える。「いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どうした」を簡潔に記載

所属地域だけでは対応できないと予想される事柄について、連絡表を使って他地域と連携を図る。例「ボランティアが足りないので案内してほしい」など

浜松市在住のアトピー患者のホームページに「お風呂が入れなく深刻な影響が出始めている。助けてください。」との書き込みがあった。皆さんの地域での対応を検討。

各地域(呼びかけ人)からのコメント

- 事前の話し合いがもっと必要だと感じた。
- 行政、社協、各地区に案内を出した。減災の呼びかけができた。
- 受け皿作りを通して、今回の取り組みを伝えることができ良かった。
- 一度に多くの地域の方と顔つなぎの場を設定いただきよかった。
- 各地域の支援体制について必要な課題を出すことが必要。
- 情報を発信する際のよい例、悪い例を参考にしたい。
- 静岡でDIG会場が寒いというクレームが多かったので、次回会場を変更する。
- 他地域の方と久しぶりに再会できよい機会だった。

(9) 基調講演 内容

- 阪神淡路大震災における建築物被害解説
- 東海地震、東南海地震はいつくるか
- わが家の耐震診断
- E-Defenseの震動実験紹介

(10) 基調講演 内容

- 被災者のつぶやきに耳を - VCの機能を再認識すること
- 地震と水害の違い~多くのマニュアルは水害をもとにできている
- 声を聞く3つのヒント、足湯・軽トラ・多機能サテライト
- 地区長、民生委員とボランティアをつなげる単位、工夫、配慮
- 赤紙の壁、3種類の分類でいいのか、今後の環境づくり
- 被災地の制度的なことがわからない人に知識を伝える役割が必要

(11) 今後のボランティア広域連携に関わる訓練の予定

- ・長野県内外の災害ボランティアにおける図上訓練

日時 10月13日(土) 10:00～

場所 飯田勤労者福祉センター

主催 NPO法人飯田ボランティア協会

- ・第3回静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練

日時 平成20年2月23日(土)～24日(日)

場所 静岡市民文化会館

主催 NPO法人静岡県ボランティア協会

東海地震対策大綱・東海地震応急対策活動要領(関係記述のみ抜粋)

防災ボランティア活動検討会 事務局
(株式会社 ダイナックス都市環境研究所)

1. 東海地震対策大綱本文(抄)

第1章 総合的な災害対応能力の向上にむけた取組み

1. 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施
2. 地域における災害対応力の強化
 - (1) 地域住民や企業等に対する情報提供と啓発
 - (2) 地域における防災力の向上にむけた緊急対策
 - (3) 企業の災害対応力の向上

第2章 警戒宣言時等の的確な防災体制の確立

1. 地震予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及
2. 警戒宣言前からの的確な対応
3. 警戒宣言時の的確な避難・警戒体制の確立

第3章 災害発生時における広域的防災体制の確立

1. 災害発生時の広域対策の効果的な実施
 - (1) 災害対策本部の速やかな設置
 - (2) 情報・広報活動
 - (3) 想定被害に基づく緊急活動体制の確立
 - (4) 広域的な防災拠点の整備とネットワーク化
 - (5) 被災地における小売店舗等向けの物資等の安定供給対策
 - (6) 応急収容活動、帰宅困難者対策
 - (7) ライフラインの復旧のための応急対策活動
 - (8) 保健衛生、防疫に関する活動
 - (9) 二次災害の防止活動
 - (10) ボランティア及び海外からの支援の受入れ

ボランティアの受付や各種活動の調整を行う広域ボランティアセン

ターを速やかに設置するとともに、国や地方公共団体の対策本部は、被災地ニーズの的確な提供等ボランティアセンターとの連携を図る。

海外からの支援受入れの可能性のある分野については、国において受入れ体制を整備し、実際に支援の申し入れがあった場合に、迅速かつ円滑な対応がなされるよう措置する。

(11)高年齢者等災害時要援護者等の対策の充実

2. 災害発生時の広域対策の効果的な実施のための活動要領等の策定

第4章 的確な復旧・復興対策

1. 迅速かつ的確な復旧
2. 計画的復興のための取組み

第5章 対策の効果的推進

1. 幅広い連携による震災対策の推進
2. 地震防災に関する調査研究の推進と防災対策への活用
3. 実践的な防災訓練の実施と対策への反映

2. 東海地震応急対策活動要領本文（抄）

- 第1章 政府の活動方針について
- 第2章 東海地震注意情報が発表された際の対処
- 第3章 警戒宣言時の対処
- 第4章 災害発生時の対処
 - 第1節 発災当初の活動体制
 - 第2節 救助・救急・医療活動及び消火活動
 - 第3節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
 - 第4節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動
 - 第5節 応急収容活動及び帰宅困難者対策
 - 第6節 ライフライン施設の応急対策活動
 - 第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動
 - 第8節 二次災害の防止活動
 - 第9節 自発的支援の受入れ
- 第1 自発的支援受入れの基本方針

東海地震が発生した場合には、国内・国外から多くの自発的支援が寄せられることが予想される。特に、近年のNPO活動の活発化や東海地域における他の地域からの滞在者、外国人等が多いことをかんがみれば、関係機関はこのような自発的支援に対する受入れ体制を迅速にとることが必要である。

国及び関係都県は、このような重要性・必要性にかんがみ、広域ボランティアセンターを設置するなどの適切な受け入れのための措置を講じるものとする。

第2 ボランティアの受入れ

1 ボランティアの受入れに関する役割分担

(1) 国の役割

ア 緊急災害対策本部

災害発生後速やかに、現地ボランティアセンターのボランティア受付、ニーズ把握等の活動を支援するため、情報の収集伝達（広報等を含む。）ボランティアの派遣、ボランティア団体相互や関係都県との連絡・調整を行う広域ボランティアセンターが設置されるよう、場所の確保等の調整を行う。

イ 警察庁

都県警察に対してボランティアの受入れが円滑に行えるよう必要な指導や情報提供を行う。

ウ 環境省

ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起を行う。

エ 文部科学省

学校等の施設をボランティア活動に活用できるよう国立学校及び都県に指導・助言する。

オ 厚生労働省

被災地及び被災地周辺の社会福祉協議会・日本赤十字社等に対し、救援本部等の設置、被災者のニーズ把握、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を要請する。また、ボランティア活動に関する健康管理上の注意喚起を行う。

カ 国土交通省

ボランティア受入れに関する関係事業者等との調整を行う。

キ 海上保安庁

ボランティアの海上活動に関する指導や情報提供等を行う。

ク 消防庁

被災地方公共団体等からのボランティア活動に係る情報の収集・広報を行うほか、非被災都道府県に対し支援依頼を行う。地方公共団体のボランティアの受入れ及び派遣が円滑に行われるよう、ボランティア・コーディネーター支援システムの活用助言など、必要な支援を行う。

(2) 地方公共団体の役割

ア 被災地方公共団体の役割

ボランティアの受付、調整等受入れ体制の確保、活動拠点の提供等を行う。

イ 非被災都道府県の役割

救援ボランティアへの活動支援、被災状況の提供等を行う。

2 ボランティアの受入れ体制

(1) 現地対策本部及び関係都県は関係団体と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズ把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ体制を確保する。

(2) 受入れに際しては、個々のボランティアの技能等が活かされるようコーディネートするとともに、活動に関する健康上の配慮等を行う。

(3) また、防災関係機関は、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第3 海外からの支援受入れ

第10節 東西幹線交通の復旧

「県地域防災計画（ボランティア記述の抜粋）」

防災ボランティア活動検討会 事務局
(株式会社 ダイナックス都市環境研究所)

東海地震強化地域（神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県）の県地域防災計画においてボランティアに関する記述のみを抜粋した。

神奈川県

県は、災害時における県保健福祉事務所機能を強化し、市町村、関係団体等との連携を図りながら、医療ボランティアの受入調整などの医療救護に関するコーディネート機能を備えるとともに、医療救護活動に必要な医療情報の収集・提供、被害者に対する健康管理、防疫活動、食中毒予防等の拠点として体制の整備を進めます。

山梨県

第 8 その他の公共的団体

- 1 社会福祉協議会(山梨県社会福祉協議会、各市町村社会福祉協議会)
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- 2 山梨県ボランティア協会
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

第 20 節 事業所等の自主的な防災活動

1 ボランティア活動の支援

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努めるものとする。このため事業所等は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。また、災害時の事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるものとする。

事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第 21 節 ボランティア活動に関する計画

1 ボランティア活動の支援

県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「静岡県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

2 ボランティア活動経費の確保

大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県

災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。

4 ボランティア活動に関する計画

(1) ボランティア活動の支援

県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「静岡県ボランティア協会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

(2) ボランティア活動経費の確保

東海地震等の大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備する必要がある。

このため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。

自主防災組織・ボランティアとの連携

第一節 基本方針

1 自主防災組織の推進

大地震が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想されるが、このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被害者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、県及び市町村は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 防災ボランティア活動の支援

大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター(以下コーディネーター)を確保した受入態勢の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制作り(ネットワーク化)が不可欠である。

このために、県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、震災時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

第2節 対策

1 自主防災組織の設置・育成

県及び市町村は、「自主防災組織設置推進要請」(昭和49年愛知県防災協議会決定)に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

災害に対する地域連帯の強化を図るため、自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動の推進にかなりの成果を上げていることから、今後とも、県内全域に自主防災組織の整備を図るため自主防災組織連絡会の開催、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成などを行い、自主防災組織の設置・育成により一層努めるものとする。

なお、県は、自主防災組織の育成を推進するため、非難・救護用資機材の整備等、市町村が行う自主防災組織育成事業に対し、財政的援助を行うとともに、組織の運営等について指導するものとする

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び、災害発生時において効果的に防災活動を行うように努めるものとする。

(1) 平常の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理

(2) 警戒宣言発令時の活動

- ア 市町村、消防機関等からの情報の伝達
- イ 県民のとるべき措置の呼びかけ
- ウ 高齢者や病人の安全確保
- エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保

(3) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

県は、「あいち防災カレッジ」を開催し、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) あいち防災カレッジの開催

災害に対しての正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成し、地域防災の中心として、情報の収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、防災リーダーを養成する「あいち防災カレッジ」を開催する。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

あいち防災カレッジを修了し、防災に関する知識と技術を身につけた防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市町村は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入態勢の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入態勢の整備

ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広報ボランティア支援本部、市町村は地域ボランティア支援本部を設置する。

イ 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。

ウ 県の広報ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の地域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

エ 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

オ 県及び市町村は、防災訓練時においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援立ち上げ訓練を行う。

（２）ボランティアコーディネーター養成講座の開催

県及び市町村は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と 支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修を実施する。

なお、フォローアップ研修には市町村等が養成したボランティアコーディネーターについても受講させるものとする。

（３）ボランティア関係団体との連携

震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、県とボランティア関係団体は、平成 10 年 6 月に設置した防災のための愛知県ボランティア連絡会及び同連絡会構成員と締結した、ボランティアの受入態勢の整備とネットワーク化の推進等に関する協定により、一層の相互協力・連絡体制を推進する。

また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ボランティア関係団体との連携に努める。

・ 防災のための愛知県ボランティア連絡会設置要綱 (付属資料第 15 - 20)

・ ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定書(付属資料第 15 - 21)

（４）防災ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識をたかめるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

・ 愛知県災害ボランティア活動推進委員要綱 (付属資料第 15 - 19)

5 愛知県防災ボランティアグループ登録制取活用

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救護の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

・愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱 (付属資料
第 15 - 18)

ボランティア活動支援計画

第1項 計画目標

災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。

行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第2項 対策

県が実施する対策

1 活動環境の整備（生活部、健康福祉部、防災危機管理部）

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、県及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備が必要である。

このため、県は、災害時に県内市町に設置される災害ボランティアセンターを支援するセンター的機能として「みえ災害ボランティア支援センター」をみえ市民活動ボランティアセンターに設置するため、ボランティア関係機関・団体とともに必要な体制・資機材等の活動環境を整備するための検討を続けていく。

2 人材等の育成（生活部、健康福祉部、防災危機管理部）

（1）専門性を持ったボランティアの登録を促進する。

（2）災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成、研修等を行い、組織化を促進する。

（3）実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

3 協力体制の構築（生活部、健康福祉部、防災危機管理部）

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から「みえ災害ボランティア支援センター」のネットワークを通して、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

市町が実施する対策

1 活動環境の整備

「＜県が実施する対策＞ 1 活動環境の整備」に準ずるが、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受け入れ体制についても検討する。

また、市町の区域の大きさに応じた災害ボランティアセンター等ボランティア活動拠点の整備について関係者と検討する。

2 人材等の育成

「＜県が実施する対策＞ 2 人材等の育成」に準ずる。

3 協力体制の構築

「＜県が実施する対策＞ 3 協力体制の構築」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

第4節 ボランティア活動支援計画

(1) 実施責任

(2) 活動環境の整備

(3) 人材等の育成

(4) 協力体制の構築

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 活動環境の整備（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）

「＜県が実施する対策＞ 1 活動環境の整備」に準ずる。

2 人材等の育成（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）

「＜県が実施する対策＞ 2 人材等の育成」に準ずる。

3 協力体制の構築（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、災害救援ボランティアグループ等）

「＜県が実施する対策＞ 3 協力体制の構築」に準ずる。

第4節 ボランティアの受入体制

第1項 防災目標

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等の連携により、ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立する。

第2項 対策

共通事項

1 みえ災害ボランティア支援センターの設置

大規模災害発生時に県内外からボランティアを円滑に受け入れるために、みえ市民活動ボランティアセンターに「みえ災害ボランティア支援センター」を設置する。

(1) 構成機関

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部並びに災害救援ネットワークみえ（NADみえ）及び三重県防災ボランティアコーディネーター養成協議会等のボランティア団体等で構成する。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図

(2) 機能

災害救援ボランティア活動に関する県内の一元的な情報センターとして機能

する。また、市町単位の現地災害ボランティアセンターの設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等の後方支援活動を行う。

第4節 ボランティアの受入体制

- ア ボランティアのコーディネート
- イ ボランティアの活動支援
- ウ 現地災害ボランティアセンターの後方支援
- エ 関係機関との連携等
- オ その他のボランティア活動に関する庶務

県が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備（生活部、健康福祉部）
 - （1）みえ災害ボランティア支援センターを設置し、社会福祉協議会や日本赤十字社、ボランティア団体等と連携しつつ、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受け入れ体制を整備する。
 - （2）地方部は、市町や民間団体と連携しつつ、被災地のニーズの把握及び救援情報の提供等によるボランティアの受け入れ体制を整備するため、被災地域に設置される現地災害ボランティアセンターに職員を必要に応じて派遣し、ボランティアの必要な地域での効果的な活動を促進する。
- 2 災害救援ボランティアに対する対応（生活部、健康福祉部）

災害時におけるボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。また、災害救援ボランティアグループや登録された専門職ボランティア等については、平常時からの連絡体制や派遣手順に基づいた協力体制を構築して対応する。

市町が実施する対策

- 1 ボランティア受入体制の整備
 - （1）関係機関との相互協力により、原則的には市町単位で「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。
 - （2）機能
 - ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
 - イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
 - ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援
 - エ その他ボランティア活動に関する庶務
- 2 市町地域防災計画で定める事項
 - （1）実施責任
 - （2）ボランティアの受入体制の整備
 - （3）その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

- 1 ボランティアの受入体制の整備（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福

社協議会等)

(1) 日本赤十字社三重県支部

ア 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、職員を県災対本部へ派遣する。

イ みえ災害ボランティア支援センターへの赤十字救護ボランティアの派遣を要請する。

ウ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。

(2) 三重県社会福祉協議会

第 4 節 ボランティアの受入体制

ア 県社会福祉協議会に対策本部を設置し、職員を県災対本部へ派遣する。

イ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員及び登録ボランティアの派遣を要請する。

ウ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。

第 5 節 ボランティア活動支援計画

第 1 項 計画目標

災害時において災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。

行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

第 2 項 対策

県が実施する対策

1 活動環境の整備(生活部、健康福祉部、防災危機管理部)

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、県及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備が必要である。

このため、みえ市民活動ボランティアセンターに災害時に県内市町に設置される災害ボランティアセンターを支援するセンター的機能として「みえ災害ボランティア支援センター」を設置するため、ボランティア関係機関・団体とともに、必要な体制・資機材等の活動環境を整備するための検討を続けていく。

2 人材等の育成(生活部、健康福祉部、防災危機管理部)

(1) 専門性を持ったボランティアの登録を促進する。

(2) 災害救援ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成、研修等を行い、組織化を促進する。

(3) 実践的、活動的な企業ボランティアの育成を促進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

3 協力体制の構築（生活部、健康福祉部、防災危機管理部）

災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から「みえ災害ボランティア支援センター」のネットワークを通して、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

市町が実施する対策

1 活動環境の整備

「＜県が実施する対策＞ 1 活動環境の整備」に準ずるが、発災時、ボランティアに期待する役割について明確にするほか、受け入れ体制についても検討する。

また、市町の区域の大きさに応じた災害ボランティアセンター等ボランティア活動拠点の整備について関係者と検討する。

2 人材等の育成

「＜県が実施する対策＞ 2 人材等の育成」に準ずる。

3 協力体制の構築

「＜県が実施する対策＞ 3 協力体制の構築」に準ずる。

4 市町地域防災計画で定める事項

第5節 ボランティア活動支援計画

(1) 実施責任

(2) 活動環境の整備

(3) 人材等の育成

(4) 協力体制の構築

(5) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 活動環境の整備（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）

「＜県が実施する対策＞ 1 活動環境の整備」に準ずる。

2 人材等の育成（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会）

「＜県が実施する対策＞ 2 人材等の育成」に準ずる。

3 協力体制の構築（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、災害救援ボランティア・グループ等）

「＜県が実施する対策＞ 3 協力体制の構築」に準ずる。

第4節 ボランティアの受入体制

第1項 防災目標

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、行政、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等の連携により、ボランティ

アの円滑な受け入れ体制を確立する。

第2項 対策

共通事項

1 みえ災害ボランティア支援センターの設置

大規模災害発生時に県内外からボランティアを円滑に受け入れるために、みえ市民活動ボランティアセンターに「みえ災害ボランティア支援センター」を設置する。

(1) 構成機関

県災対本部、県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部並びに災害救援ネットワークみえ（NADみえ）及び三重県防災ボランティアコーディネーター養成協議会等のボランティア団体等で構成する。

「みえ災害ボランティア支援センター」の概念図

(2) 機能

災害救援ボランティア活動に関する県内の一元的な情報センターとして機能する。また、市町単位の現地災害ボランティアセンターの設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等の後方

第4節 ボランティアの受入体制

支援活動を行う。

ア ボランティアのコーディネート

イ ボランティアの活動支援

ウ 現地災害ボランティアセンターの後方支援

エ 関係機関との連携等

オ その他のボランティア活動に関する庶務

県が実施する対策

1 ボランティアの受入体制の整備（生活部、健康福祉部）

(1) みえ災害ボランティア支援センターを設置し、社会福祉協議会や日本赤十字社、ボランティア団体等と連携しつつ、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受け入れ体制を整備する。

(2) 地方部は、市町や民間団体と連携しつつ、被災地のニーズの把握及び救援情報の提供等によるボランティアの受け入れ体制を整備するため、被災地域に設置される現地災害ボランティアセンターに職員を必要に応じて派遣し、ボランティアの必要な地域での効果的な活動を促進する。

2 災害救援ボランティアに対する対応（生活部、健康福祉部）

災害時におけるボランティア活動の支援にあたっては、ボランティア活動の自発性、災害救援活動の自己完結性を考慮する。また、災害救援ボランティアグループや登録された専門職ボランティア等については、平常時からの連絡体制や派遣手順に基づいた協力体制を構築して対応する。

市町が実施する対策

1 ボランティア受入体制の整備

(1) 関係機関との相互協力により、原則的には市町単位で「現地災害ボランティアセンター」を設置し、みえ災害ボランティア支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(2) 機能

ア 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報

イ みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整

ウ ボランティア受入れ、被災地での活動の支援

エ その他ボランティア活動に関する庶務

2 市町地域防災計画で定める事項

(1) 実施責任

(2) ボランティアの受入体制の整備

(3) その他必要な事項

その他の防災関係機関が実施する対策

1 ボランティアの受入体制の整備（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会等）

(1) 日本赤十字社三重県支部

第4節 ボランティアの受入体制

ア 日本赤十字社三重県支部内に対策本部を設置し、職員を県災対本部へ派遣する。

イ みえ災害ボランティア支援センターへの赤十字救護ボランティアの派遣を要請する。

ウ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。

(2) 三重県社会福祉協議会

ア 県社会福祉協議会に対策本部を設置し、職員を県災対本部へ派遣する。

イ みえ災害ボランティア支援センターに職員を派遣するとともに、市町社会福祉協議会に現地災害ボランティアセンターへの職員及び登録ボランティアの派遣を要請する。

ウ みえ災害ボランティア支援センターを中心に、ボランティアのコーディネート、活動支援等を県災対本部等と協力して担当する。

第 31 章 ボランティア活動環境整備計画(和歌山県)

1 計画方針

震災時において、県、市町村をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、県民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政や県民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、震災時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

災害時におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分される。

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動にあたる「救援ボランティアチーム」がある。

一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアである。

(1) 防災ボランティアの募集・登録

県内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に、県または現地市町村と協力して、災害救援活動に当たる防災ボランティアをあらかじめ募集・登録する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの円滑な受入、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う防災ボランティアセンターの組織化に努める。

また、防災ボランティアセンターの組織化に向け、県・市町村等は、活動拠点の確保等に努める。

和歌山県防災ボランティア登録制度要綱は、資料編 33-00-00 を参照

今年もやります！

第3回

静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための 図上訓練

静岡県では東海地震が発生した際、市町の災害ボランティア本部を後方支援する広域拠点として、県災害ボランティア支援センターが設置されることになっています。しかし、県下全域が大きな被害を受けることが予想されることから、支援センターを誰がどのように担えるのかが大きな課題です。

そこで、平常時から県内外の災害ボランティアと関係者が信頼関係の構築と情報交換を行い、災害時に県外の災害ボランティアの協力を得ながら被災地での救援活動を迅速に進めていく広域支援の仕組みづくりをめざして関係者が集い「東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク」を発足させ、平成17年度から図上訓練をはじめました。昨年度は2日間にわたる訓練に、四国、九州など14都府県からご参加いただいた50名を越える皆さまを含め約200名の災害ボランティア関係者が集まり、平常時から顔の見える関係づくりと連携できる仕組みづくりを共に考える機会となりました。訓練は、東海地震への備えを考えると同時に、静岡に限らず他地域の災害時にも生きることを期待して実施しています。

本年度も下記の日程で図上訓練を行います。募集要項ができあがりましたらご案内しますので、ご希望の方は下記にご記入の上FAXにてお知らせ下さい。皆様のご参加をお待ちしています。

- 開催日：平成20年2月23日(土)・24日(日)
※2日間の訓練です
※1日目の夜は、顔の見える関係づくりのための懇親会を開きます。お楽しみに！
- 会場：静岡市民文化会館(JR静岡駅より徒歩約15分)
- 旅費助成：県外団体…1団体につきお一人分の旅費と宿泊費を助成します
県内団体…1団体につき3名分の旅費と、宿泊費の半額を助成します



第2回図上訓練(県外西チーム)

<お問合せ先>

特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館2階

TEL: 054-255-7357 / FAX: 054-254-5208

E-mail: evolnt@mail.chabashira.co.jp

【第3回 静岡県内外の災害ボランティアによる救援活動のための図上訓練】募集要項申し込み書

組織・団体名			ご担当者		
ご住所	(〒 -)				
TEL			FAX		
E-mail				部数	部

FAX: 054-254-5208

※要項のご送付は1月下旬頃になる見込みです